

「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」における

圧縮記帳の考え方について

平成28年2月5日

中小企業庁 技術・経営革新課

平成27年度補正「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」は、国からの補助金を原資として、全国中小企業団体中央会から補助対象者に交付されるものであり、直接的には国から補助対象者に補助金が交付されるものではないため、法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当するか、質問が寄せられていました。

これに対して、当該補助金のうち固定資産の取得に充てるための補助金については圧縮記帳が認められる旨を、国税庁に確認しておりますことを周知します。